

公示に基づく関係労使の意見書

1 労働者（受付順）

1－1 UA ゼンセン埼玉県支部

1－2 埼玉県医療介護労働組合連合会

1－3 埼玉県労働組合連合会

1－4 自治労連埼玉県本部

1－5 生協労連 コープネットグループ労働組合 その1

1－6 生協労連 コープネットグループ労働組合 その2

1－7 全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部

1－8 福祉保育労働組合埼玉県本部

2 使用者（受付順）

2－1 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

2025 年 7 月 18 日

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 様

ＵＡゼンセン埼玉県支部
支部長 楠本 敏久

埼玉県最低賃金の改定に向けた要請について

石破総理は、2025 年 5 月 22 日に開催された「政労使会議」で、最低賃金を全国平均で「2020 年代 1,500 円」にする目標に向け、企業の生産性向上策など総合的な施策を示した。また「実質賃金で 1%程度の上昇を新たな水準の社会通念として定着させる」と宣言し、最低賃金の「全国平均 1,500 円」の実現に意欲を示した。

ＵＡゼンセン 2025 賃金闘争集計結果（2025 年 6 月 2 日現在・加重平均）は、正社員組合員 14,631 円・4.82%（昨年対比 +47 円・-0.17%）、短時間組合員 66.9 円・5.83%（昨年対比 +4.4 円・0.08%）となった。

ＵＡゼンセン埼玉県支部は、成長と分配、人への投資による好循環を生みだすため、全ての企業で「適正価格」への価格転嫁と構造的な最低賃金の引上げが必要であると考えます。

〔要請内容〕

1. 成長と分配、人への投資による好循環と社会・経済再生、低賃金構造からの脱却を実現するため、実効性の高い最低賃金水準である ＵＡゼンセン埼玉県支部が目指す「埼玉県最低賃金 1,185 円」に改正すること。
2. 最低賃金の引上げにあたり、高い技術水準の継承をしながら日々の生産活動が続ける中小企業、地場産業の人材確保、生産性向上に向けて実効性のある総合的な支援の拡充をはかること。
3. 埼玉県地方最低賃金審議会において、意見書の提出および労働者・使用者、その他関係者の意見陳述の機会を確保すること。特に有期雇用労働者の意見を尊重すること。

〔理 由〕

エネルギー、原材料価格、生活必需品の高騰など埼玉県消費者物価総合指数（2025 年 4 月）は、2020 年平均を 100 とすると 110.1%、前年同月比で 3.0%上昇している。

埼玉県内の有効求人倍率（2025 年 2 月）は、1.21 倍、新規求人倍率は 2.31 倍で前月を 0.07 ポイント上回っている。

埼玉県の雇用環境は引き続き企業側に有利な売り手市場である一方、求職者とのニーズの乖離、業種間の求人格差、地域ごとの労働需給の非対称性といった構造的な課題も浮き彫りになっており、自社の業種・地域特性を踏まえた戦略的な人材確保が求められる。

経済情勢の先行きに不透明感はあるものの、埼玉県内の中小企業は、適正価格への価格転嫁、技術の継承・人材確保・労働者の安定的な生活維持に向けて賃上げを含めた処遇改善をおこなった。

日本国憲法第 25 条「健康で文化的な最低限の生活」を保障するには、埼玉県最低賃金を ＵＡゼンセン埼玉県支部が目指す「埼玉県最低賃金 1,185 円」を実現することが必要と考える。

埼玉県地方最低賃金審議会は、賃金底上げによる生活基盤を確立する役割が、一層重要性を増しており、機能を十分に発揮するよう強く求めるとともに、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以上

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げ と全国一律制を求める意見書

労働者の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業であり、この間の①公的価格の抑制、②コロナ禍による患者数減少、③慢性的な人員不足、④物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。このような状況下で、2024 年度「賃金構造基本統計調査」によれば看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 13,200 円低く、介護職に至っては同 81,465 円も低くなっており、年収ベースでは数十～百万円以上の格差があります。これでは国が認める公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。

24 時間 365 日、切れ目なく国民のいのちの守り手として安全・安心で良質なサービスを提供し続けているケア労働者の賃金が高産業にも及ばない低水準では、現状の人手不足に更に拍車をかけ、近い将来、医療・介護職種が選ばれなくなり、医療・介護崩壊を招くと危惧しています。この要因の一つには最低賃金水準そのものの低さがありますが、更にケア労働者にとっては地域別ランク制度による影響があります。ケア労働者の賃金水準は、地域別最低賃金と相関性があることも私どもの調査で明らかになっていますが、同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師不足に拍車をかけています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いいたします。

特に埼玉県では、東京都に隣接する特性から、最低賃金の地域間格差は、産業問わず深刻化しており、喫緊の課題となっています。また介護職においては、東京都が独自の介護職処遇改善策を進めていることもあり、埼玉県にとって早急な対応を要する状況です。

昨年、地域別最低賃金のランクが 4 段階から 3 段階に修正されましたが、全労連が実施した「最低生計費調査(2025 年 5 月現在、静岡県立大学短期大学部・中澤秀一准教授監修)」によれば、全国 27 都市の平均額は 1,700 円以上になっており、すでに地域間格差はなくなっています。もはや最低賃金 1,500 円では、「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。これまで述べたように全国一律の最低賃金制度の新設がいかに理にかなっているか、ケア労働者の確保の点からも明白です。政府は「骨太の方針 2025」で、「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」と明記していますが、実質賃金は今年に入ってから 4 カ月連続でマイナス(毎月勤労統計調査 4 月分)であり、現下の物価高騰に賃上げが追い付いていない状況からすれば、政府には労働者の生活安定に最優先で取り組む決意があるのか、現状に危機感を抱いていないのかと思わざるを得ません。

ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。

以上

2025年7月28日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

埼玉県労働組合連合会
議長 藤田 省吾
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11
第一木村ビル 2 階

日頃の貴職のご活躍に対し敬意を表します。

2021年からの急激な物価の高騰、公共料金引き上げにより経済活動に大きな影響を与えている今日の状況ではありますが、2025年度の最低賃金の改定については、引き続き物価高騰で経済が後退している状況を打開するため、「労働者全体の賃金の底上げ」によって、景気の回復を図るとともに、すべての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、中小企業の経営に特段の配慮をしつつも、下がり続ける実質賃金をプラスに転換でき、さらには東京との格差を大幅に縮める引き上げ額を決定することを求めます。

1、最低賃金額を「早期に 1500 円」の水準に見合うだけ大幅に引き上げること

現行の最低賃金時間額 1078 円を大幅に引き上げることを求めます。

理由は次の通りです。

1) 物価高騰から県民の生活を守るためには、現行の最低賃金を「生計費原則」に基づく水準に大幅に引き上げることが必要

石破政権は、最低賃金の引き上げについて、「2020 年代中に 1500 円をめざす」としていますが、すでに国際水準から大きく遅れている最低賃金額を考えれば、それでは遅すぎます。

さらに、私たち埼労連が昨年とりくんだ「最低生計費試算調査」では、埼玉県（さいたま市南区）で、社会人としてまともな生活を営むには「時給 1800 円以上（月 150 時間労働）」が必要という結果となりました。これは、けして贅沢な生活水準ではなく、20 代から 30 代の青年の 7 割以上が所有している物について現在の価格に基づく金額での購入を想定し、生活実態についても「昼食にどのくらいの費用をかけているか」などを当事者間で意見交換した結果を反映するなど、極めて実際の生活に近い費用を積み上げた結果としての金額です。この結果を踏まえれば、すぐにも 1500 円以上の最低賃金を実現しなければ、日本経済は回復・発展しません。

同じく物価高騰に苦しむ中小企業の「支払い能力論」を解決するための施策としては、物価高

騰の中で経営に苦しむ中小企業に対して、最低賃金の大幅引き上げと合わせた有効な支援も必要になります。すでに「小規模企業振興基本法」の改正時に付帯された決議で、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図ることが確認されていますので、この決議を実行に移すだけです。最低賃金法の根拠としている憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも、埼玉県最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

2) 都道府県ごとの最低賃金の格差是正も急務の課題

最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題です。2024年度の最低賃金は、最も高い東京都で時給1,163円であるのに対し、最も低い時給は951円であり、212円もの格差があります。また、埼玉県においても東京との最低賃金の差が人材不足を深刻なものにしています。埼玉と東京の格差は時給で85円、1ヵ月働くと約1.3万円(150時間)の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において東京との85円の最低賃金格差是正を強く求めます。

最低生計費調査の結果との差、東京との85円の格差を考えるなら、「目安」で示される金額にとらわれず、同じAランクである東京との格差を縮める大胆な引き上げの提案が必要です。昨年の審議会において、東京との格差については「是正する必要がある」ことが確認されていることから、改めて今審議会において東京との格差を縮める明確な意思表示となる引き上げを求めます。

3) 最低賃金の大幅引き上げは、物価高騰下における有効な景気浮揚策

私たちは、GDPの6割を占める家計の消費支出を増やすことが経済発展のうえで重要な対策と考えています。その中でも、最低賃金額の引き上げは、景気浮揚策のひとつでもあることを訴えてきました。

最低賃金の大幅な引き上げは、非正規の立場で働く多くの労働者の生活を改善し、収入の増加分が消費に回る比率の高い低所得層の購買力を高め経済を活性化させます。特に、この間の物価高騰によって実質賃金が大きく減少している非正規労働者の消費購買力を高めることは日本経済の回復にとって喫緊の課題であり、早期に解決すべき重要政策です。

中小企業にとっても、最低賃金の引き上げに伴う賃金改善への具体的支援策を前提に、事業を継続していく環境を確保することができれば、エッセンシャルワークを中心とする深刻な人材不足解消が可能となります。冷え込んだ国内消費を刺激し、地域経済の活性化を図る有効策という視点からも、早期に「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準に最低賃金を引き上げることが求めます。

4) ジェンダー平等推進の視点に立った改正を

2025年の日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位で先進国といわれる国はもとより、韓国・中国よりも下位で東アジア圏の中で最低となっています。ジェンダーギャップの理由の一つに、女性の労働市場への参加率と男女の賃金格差があげられています。この課題は2006年

の第1回調査からほとんど改善が見られない課題です。男女の賃金格差の原因の一つは、女性が子育て等で一度離職をすると育児との両立のためにはパートやアルバイトなどの非正規で働かざるを得ない労働環境があります。さらに、日本の最低賃金の低さが、男女の賃金格差が大きく開く原因となっています。非正規率の高い女性と若年労働者の賃金水準を押し上げ、ジェンダー平等を推進する視点からも、今年度の最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

2、審議会運営は民主主義を貫くこと

最低賃金の改定にあたっては、様々な立場からの意見を聞くことが、民主的な審議会運営の大前提と考えます。労働者の実態を反映するために、第一線の現場に働く臨時・パートなどの非正規労働者、最低賃金に貼りつくケア労働者などを組織する団体、女性労働者の声を審議に役立たせるべきです。審議会委員の選出にあたっては、ジェンダー平等の視点も踏まえた公正な委員の任命を求めます。

- 1) 審議委員の公正な任命を行うこと。
- 2) 引き続き、広範な労働者や中小企業家等の意見を直接聴取する場を補償すること。

以上

**最低賃金を今すぐ 1500 円以上に
引き上げ、実効性のある
中小企業支援を求める要請書**

合計 3 万 1,569 筆
(31,061+508)

埼玉県労働組合連合会
2025 年 7 月 28 日

最低賃金を今すぐ1500円以上に引き上げ、 実効性のある中小企業支援を求める要請書

埼玉労働局長 殿
埼玉地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

2025 年 月 日

■ 請 願 趣 旨 ■

日本の最低賃金は、国際的にみて低水準であり、しかも都道府県ごとの格差が大きく、最低賃金の低い地域から、より高い地域への労働人口の流出が大きな問題になっています。

私たちは、この間の急激な物価高騰によって疲弊している国民生活と日本経済を立て直すには「8時間働けば普通に生活ができる」最低賃金水準と、地域間格差のない全国一律の最低賃金制度が必要と考えています。労働者が普通に働いて自立し暮らしていける賃金水準にするため、私たちが行った最低生計費試算調査では、時給1800円以上（月150時間労働）が必要という結果が示されました。埼玉地方の最低賃金を、少なくとも与党の掲げる1500円以上に今すぐ引き上げ、私たちの示した必要額との乖離を縮め、早期に誰もが安心して働き暮らせる環境にすることを実現してください。その実現こそが、物価高騰で苦しむ国民生活の改善と、疲弊した地域経済を活性化させ、少子高齢化・人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

また地域経済の主役である中小企業・小規模事業者には最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて単価の不当な切り下げや低単価の押し付けを規制するなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

■ 請 願 項 目 ■

1. 埼玉県の最低賃金を今すぐ1500円以上に引き上げ、引き上げに伴う中小零細企業の負担軽減のため、社会保険料負担の減額など特別な支援策を講じること。
2. 最低賃金制度を全国一律に改め、都道府県ごとの格差を是正すること。

以 上

氏 名	住 所

※この署名は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることはありません

【取扱団体】埼玉県労働組合連合会（埼労連）

「検証！標準生計費体験

～低すぎる標準生計費と最低生計費で生活してみた～」

1. 目的

国の「標準生計費額」と埼玉の「最低生計費額」で暮らせるかどうか、半月ずつ家計簿に支出額を記入し、実態と照らしてどうかを検証する

2. 実施時期

2025年4月1日～4月30日

3. 実施方法

設定額を意識しながら月の前半を「埼玉最低生計費額」、月の後半を「国の標準生計費額」で生活します。具体的には毎日の支出額を費目ごとに計算して「わたしの家計簿」に記載、半月ごとのまとめを出して、それぞれを比較します。生活実態に金額が満たないことを実証するためのものですので、設定額を超えてしまってもかまいません。

◆埼玉最低生計費の生活(4/1～4/15)

(1)月額 21万6506円(税抜き額:男性の生計費額を使用する)

(2)上記金額のうち、「住居費」「水・光熱費」「家具・家事用品費」を除いた14万8316円の半額7万4158円(1日あたり、4943円)で生活する

◆国の標準生計費の生活(4/16～4/30)

(1)月額 11万9110円(税抜き額)

(2)上記金額のうち、「住居費」「水・光熱費」「家具・家事用品費」を除いた7万3760円の半額3万6880円(1日あたり、2458円)で生活する

4. チャレンジャー

若年層(单身者を中心に)

5. 主催

埼玉県労働組合連合会:最賃・公契約問題対策委員会

「わたしの家計簿」 excel 版(参考)

埼玉最低生計費の生活(前半) 4/1~15

項 目	4/1 (火)	4/2 (水)	4/3 (木)	4/4 (金)	4/5 (土)	第1週計	
主食費						0	
食 副食						0	
費 嗜好品						0	
給食・外食代						0	
食料費計	0	0	0	0	0	0	
住居費							
住居関係費	22,675	-	-	-	-	22,675	※固定とします(半月)
水道光熱費	-	-	-	-	-	-	※無いものとします
住居関係費計	22,675	0	0	0	0	22,675	
被服・履物費						0	
保健医療費						0	
雑 理容衛生費						0	
費 交通・通信費						0	
I 教育費	-	-	-	-	-	0	※無いものとします
教育娯楽費						0	
雑費I計	0	0	0	0	0	0	
交際費						0	
雑 自動車関係費						0	※参考値とする
II その他 A						0	
その他 B						0	※参考値とする
雑費II計	0	0	0	0	0	0	※参考値抜きの金額
小計	22,675	0	0	0	0	22,675	22,675 ※参考値抜きの金額

【日記】 その日の出来事や感じたことなどを入力 しましょう。						
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

費目内訳一覧

費目	内訳の内容
主食	米、パン、麺類
副食	野菜、魚、肉、卵、乳製品、加工食品、調味料など
嗜好品	果物、お菓子、アルコール、ドリンク、コーヒーなど
給食・外食	職場・学校の給食費、外食、店屋物、持ち帰り弁当、ファストフードなど
住居関係費	家賃、共益費、住宅ローン、(家賃換算分)家具・家事雑貨 ※①
水道・光熱費	電気、ガス、水道、灯油代など ※②
被服・履物費	被服全般、履物、寝具類、アクセサリ、めがね、クリーニング代など
保健医療費	医療機関への支払い、くすり代、医療用品など
理容衛生費	化粧品、生理用品、洗面用品、理・美容費など
交通・通信費	交通費(通勤費を除く)、通信費、電話代など
教育費	教育に関する費用全般 ※③
教育娯楽費	文化・レクリエーション費用、書籍、新聞、文房具、旅行代金
交際費	慶弔費、餞別、町内会費、寄付金など
自動車関係費	ガソリン・オイル、修理代、自動車保険など自動車に関わる一切の費用
その他 A	小遣い、労働組合費、親睦会費など
その他 B	奨学金、生命保険料、損害保険料等、(ただし、自動車関係費はその他ではなく「自動車関係費」に)費用分類できないとか、費目の判別がつかない場合は、ここに分類する。

- ①日々の支出金額を右記の費目に合わせて計算し、日記についても記載する。
- ②住居関係費については、参加者全員統一の金額とする(標準生計費額)。
- ③単身者対象のため、教育費の支出はおこなわない。
- ④最低生計費(若年層)の試算結果では自家用車を持たせていないため、前半と後半の整合性をとるために自動車関係費の支出は参考に記入するが、合計金額から除く。

最低生計費体験（4/1～15）結果

NO.1

項 目		最低生計費（男性）		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		1ヵ月	半月												
食 費	主食費	52,243	26,121	9,135	0	116	0	4,046	0	3,032	0	1,190	8,272	2,166	1,320
	副食			3,757	9,315	170	0	524	9,312	7,074	0	4,560	8,043	3,646	6,283
	嗜好品			3,711	1,213	12,543	12,262	7,625	2,655	9,018	0	2,860	4,556	8,259	3,200
	給食・外食代			9,254	18,641	19,376	21,676	21,518	3,002	18,510	27,300	8,270	3,323	11,150	7,611
食料費計		52,243	26,121	25,857	29,169	32,205	33,938	33,713	14,969	37,634	27,300	16,880	24,194	25,221	18,414
住居費	住居関係費	57,985	28,993	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
	水道光熱費	10,205	5,102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住居関係費計		68,190	34,095	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
被服・履物費		8,142	4,071	9,350	0	0	5,580	0	4,270	0	500	0	0	0	0
雑費Ⅰ	保健医療費	3,519	1,706	0	0	5,290	3,800	0	0	9,686	0	0	0	0	0
	理容衛生費	3,485	1,743	0	2,077	5,179	3,775	3,149	0	1,300	0	4,600	0	0	6,820
	交通・通信費	15,400	7,700	0	5,196	29,302	3,692	2,344	3,325	22,044	0	8,080	1,012	7,203	2,807
	教育費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育娯楽費	25,843	12,921	1,520	0	16,837	36,647	2,689	49,490	18,500	0	890	0	5,800	0
雑費Ⅰ計		48,247	24,121	1,520	7,273	56,608	47,914	8,182	52,815	51,530	7,000	13,570	1,012	13,003	9,627
雑費Ⅱ	交際費	20,084	10,042	0	0	0	6,100	0	0	0	0	0	0	10,000	1,500
	自動車関係費	—	—	0	0	0	0	0	25,503	0	0	2,080	0	0	4,709
	その他 A	19,600	9,800	550	0	1,230	0	0	0	0	500	6,000	0	1,800	0
	その他 B	—	—	0	623	13,990	0	0	0	0	0	0	0	0	1,826
雑費Ⅱ計		39,684	19,842	550	623	15,220	6,100	0	25,503	0	500	8,080	0	11,800	8,035
小計		216,506	108,253	59,952	59,740	126,708	116,207	64,570	120,232	111,839	57,975	61,205	47,881	72,699	58,751
参考値抜き小計		216,506	108,253	59,952	59,117	112,718	116,207	64,570	94,729	111,839	57,975	59,125	47,881	72,699	52,216
		比較		48,301	49,136	-4,465	-7,954	43,683	13,524	-3,586	50,278	49,128	60,372	35,554	56,037
特 徴 ・ 感 想 等						わたしはあまり服や化粧品にお金を使わない。世の女性ももっと服や化粧品などに使っていると思うので、もっと生活を切り詰めている。						節約志向を目指したが、仕事で精神的な余裕がなく、自炊できずコンビニ弁当や店屋物購入へ。毎日続くと明らかに生計費額をこえます。残業だらけの職場に弁当持参も難しい。		前半は自分の収入と同程度の設定なので、普通に生活していた。	

最低生計費体験（4/1～15）結果

NO.2

項 目		最低生計費（男性）		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		1ヵ月	半月										
食 費	主食費	52,243	26,121	2,215	520	1,160	1,160	2,093	1,000	799	8,400	0	1,778
	副食			6,526	150	5,060	5,060	3,550	1,000	386	27,800	16,196	1,156
	嗜好品			1,347	1,000	1,040	380	2,415	7,830	9,072	24,500	5,144	4,714
	給食・外食代			9,000	6,700	6,473	6,473	8,300	24,156	20,475	7,750	2,760	34,290
食料費計		52,243	26,121	19,088	8,370	13,733	13,073	16,358	33,986	30,732	68,450	24,100	41,938
住居費	住居関係費	57,985	28,993	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
	水道光熱費	10,205	5,102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住居関係費計		68,190	34,095	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
被服・履物費		8,142	4,071	14,680	3,000	0	0	0	19,455	0	0	780	0
雑費Ⅰ	保健医療費	3,519	1,706	2,100	0	0	0	0	4,700	0	0	2,090	1,927
	理容衛生費	3,485	1,743	5,909	1,500	0	0	0	13,753	0	2,000	15,626	0
	交通・通信費	15,400	7,700	20,307	8,900	0	0	7,060	2,400	14,833	8,500	0	14,034
	教育費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育娯楽費	25,843	12,921	2,307	4,000	16,270	15,070	0	2,509	32,754	50,000	2,600	68,198
雑費Ⅰ計		48,247	24,121	10,316	14,400	16,270	15,070	7,060	23,362	47,587	60,500	20,316	84,159
雑費Ⅱ	交際費	20,084	10,042	0	4,000	0	0	0	0	0	0	0	3,500
	自動車関係費	—	—	6,758	7,500	0	0	0	500	0	13,400	0	0
	その他 A	19,600	9,800	0	2,115	0	0	0	23,600	0	135,400	12,623	4,150
	その他 B	—	—	0	0	0	0	0	0	0	25,800	0	0
雑費Ⅱ計		39,684	19,842	6,758	13,615	0	0	0	24,100	0	174,600	12,623	7,650
小計		216,506	108,253	73,517	62,060	52,678	50,818	46,093	123,578	100,994	326,225	80,494	156,422
参考値抜き小計		216,506	108,253	66,759	54,560	52,678	50,818	46,093	123,078	100,994	287,025	80,494	156,422
			比較	41,494	53,693	55,575	57,435	62,160	-14,825	7,259	-178,772	27,759	-48,169
特 徴 ・ 感 想 な ど									生計費と同じ くらいの水準	ベットの餌代 がかなりか かっている…		以前から予定 していた旅行 が原因で…	

標準生計費体験（4/16～30）結果

NO.1

項 目		標準生計費（男性）		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		1ヵ月	半月												
食 費	主食費	32,960	16,480	2,639	0	0	500	3,520	0	0	0	1,120	5,706	1,340	1,240
	副食			3,375	11,248	0	0	2,342	2,623	0	0	4,600	7,043	4,428	10,935
	嗜好品			1,115	2,263	7,383	3,619	5,362	1,606	7,866	0	5,320	4,112	9,605	1,913
	給食・外食代			7,380	10,406	15,457	23,294	12,039	13,483	25,482	24,400	14,360	0	9,196	8,089
食料費計		32,960	16,480	14,509	23,917	22,840	27,413	23,263	17,712	33,348	24,400	25,400	16,861	24,569	22,177
住居費	住居関係費	45,350	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
	水道光熱費			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住居関係費計		45,350	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
被服・履物費		5,970	2,985	20,823	660	0	0	980	20,220	0	0	0	0	0	15,856
雑費Ⅰ	保健医療費	24,220	12,110	0	0	8,460	9,076	0	0	7,110	0	0	0	0	1,880
	理容衛生費			0	13,849	7,414	0	5,643	3,300	0	0	2,372	0	0	387,400
	交通・通信費			1,380	13,261	4,520	4,640	10,031	15,000	553	0	1,580	0	7,463	7,866
	教育費			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育娯楽費			2,835	0	4,705	1,500	6,101	935	33,800	0	5,252	4,487	4,100	9,108
	交際費			0	0	450	13,230	6,300	0	0	2,600	2,000	0	1,250	1,090
雑費Ⅰ計		24,220	12,110	4,215	27,110	25,549	28,446	28,075	19,235	41,463	2,600	11,204	4,487	12,813	407,344
雑費Ⅱ	自動車関係費	—	—	6,070	0	0	0	3,350	0	0	0	10,756	3,286	0	4,407
	その他 A	10,610	5,305	0	1,200	0	0	3,230	0	6,540	0	2,600	4,100	1,300	0
	その他 B	—	—	0	14,994	0	0	0	0	8,320	0	0	0	5,812	34,286
雑費Ⅱ計		10,610	5,305	6,070	16,194	0	0	6,580	0	14,860	0	13,356	7,386	7,112	38,693
小計		119,110	59,555	68,292	90,556	71,064	78,534	81,573	79,842	112,346	49,675	72,635	51,409	67,169	506,745
参考値抜き小計		119,110	59,555	62,222	75,562	71,064	78,534	78,223	79,842	104,026	49,675	61,879	48,123	61,357	468,052
比較				-2,667	-16,007	-11,509	-18,979	-18,668	-20,287	-44,471	9,880	-2,324	11,432	-1,802	-408,497
特 徴 ・ 感 想 等		標準生計費ではちょっとしたことでも簡単にオーバーしてしまうように感じた。最低生計費でも旅行など大きな出費があれば、オーバーしてしまうと感じた。 限られた時間の中での自炊といった節約はなかなか難しい。月末に支払いが多いので、後半の予算額達成は難しかった。 節約すべき後半に体調を崩した。お金がないと満足な治療が受けられないことを実感。病気にかかりにくい体づくりをするにもやはりお金がかかると思う。食事は日々のストレスを乗り切るうえで必要なので節約したくない。 ①食費1食500円では完全に無理。②水光熱費実際は高くついた。③食費が予想よりも高かった。④水光熱費は3倍、⑤ライブチケット高く、映画で、費金の昇降を月4回観ていた昔の生活は無理。⑥治療、標準生計費では難しい。⑦月1万円はかわいそうなサラリーマンのおこづかい。25歳の生活すら難しい。 食費が予想よりも高かった。⑧食費が予想よりも高かった。⑨食費が予想よりも高かった。⑩食費が予想よりも高かった。⑪食費が予想よりも高かった。⑫食費が予想よりも高かった。⑬食費が予想よりも高かった。⑭食費が予想よりも高かった。⑮食費が予想よりも高かった。⑯食費が予想よりも高かった。⑰食費が予想よりも高かった。⑱食費が予想よりも高かった。⑲食費が予想よりも高かった。⑳食費が予想よりも高かった。㉑食費が予想よりも高かった。㉒食費が予想よりも高かった。㉓食費が予想よりも高かった。㉔食費が予想よりも高かった。㉕食費が予想よりも高かった。㉖食費が予想よりも高かった。㉗食費が予想よりも高かった。㉘食費が予想よりも高かった。㉙食費が予想よりも高かった。㉚食費が予想よりも高かった。㉛食費が予想よりも高かった。㉜食費が予想よりも高かった。㉝食費が予想よりも高かった。㉞食費が予想よりも高かった。㉟食費が予想よりも高かった。㊱食費が予想よりも高かった。㊲食費が予想よりも高かった。㊳食費が予想よりも高かった。㊴食費が予想よりも高かった。㊵食費が予想よりも高かった。㊶食費が予想よりも高かった。㊷食費が予想よりも高かった。㊸食費が予想よりも高かった。㊹食費が予想よりも高かった。㊺食費が予想よりも高かった。㊻食費が予想よりも高かった。㊼食費が予想よりも高かった。㊽食費が予想よりも高かった。㊾食費が予想よりも高かった。㊿食費が予想よりも高かった。 今月は過去2年の中でも最も遊びず、堅実に生きたはずだが、他の月ではもっとマズイなというのを痛感した。 衣食住の費用が主で趣味を楽しむ余裕はないと感じた。標準生計費は死なない程度の生活費を示したものではないかと思う。そこには「文化的」という概念はないに等しく、楽しく生活はできないと思う。 働いている時間が長い月だったので、消費は抑えられた。使う時間がない。ただ、この収入で所帯を持つのは難しいと感じた。大幅な賃上げしないと所帯を持つことに踏み出せない。 数年ぶりに友人が遊びに来たり、タイミングを逃さないお付き合いで予算オーバー。 自分の収入と楽しい生活を送るための収支バランスはとれているのか…。やはり収入が少ない！子育てのためにはお金がもっとかかる。貯金も大切だが、贅沢でなくても、楽しむための生活を送れる給料がほしい。税金・物価高すぎ！													

NO.2

項 目		標準生計費（男性）		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		1ヵ月	半月										
食 費	主食費	32,960	16,480	909	360	1,670	1,670	2,478	1,000	0	11,400	2,922	2,573
	副食			6,197	210	5,810	5,810	5,460	0	0	45,000	11,912	726
	嗜好品			409	950	260	260	3,760	0	20,562	5,500	2,861	7,792
	給食・外食代			6,484	13,500	9,815	8,215	11,000	11,317	15,049	6,500	0	11,081
食料費計		32,960	16,480	13,999	15,020	17,555	15,955	22,698	12,317	35,611	68,400	17,695	22,172
住居費	住居関係費	45,350	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
	水道光熱費			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住居関係費計		45,350	22,675	71,352	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675	22,675
被服・履物費		5,970	2,985	3,960	3,000	0	0	0	49,348	0	3,000	8,647	5,716
雑費Ⅰ	保健医療費	24,220	12,110	0	0	0	0	0	0	0	3,000	767	3,200
	理容衛生費			7,302	1,500	3,000	3,000	6,200	0	0	0	4,050	5,751
	交通・通信費			220	7,900	7,758	7,758	11,950	7,236	3,157	0	1,174	4,150
	教育費			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育娯楽費			5,654	2,000	0	0	0	23,223	25,563	0	4,013	0
	交際費			0	9,000	0	0	0	0	0	4,500	3,000	0
雑費Ⅰ計		24,220	12,110	13,176	20,400	10,758	10,758	18,150	30,459	28,720	7,500	13,004	13,101
雑費Ⅱ	自動車関係費	—	—	8,829	116,600	0	0	0	0	17,490	4,000	0	0
	その他 A	10,610	5,305	0	2,115	0	0	0	3,278	15,350	28,500	4,613	0
	その他 B	—	—	0	0	2,102	2,102	0	0	49,690	7,500	0	0
雑費Ⅱ計		10,610	5,305	8,829	118,715	2,102	2,102	0	3,278	82,530	40,000	4,613	13,101
小計		119,110	59,555	111,316	179,810	53,090	51,490	63,523	118,077	169,536	141,575	66,634	76,765
参考値抜き小計		119,110	59,555	102,487	63,210	50,988	49,388	63,523	118,077	102,356	130,075	66,634	76,765
			比較	-42,932	-3,655	8,567	10,167	-3,968	-58,522	-42,801	-70,520	-7,079	-17,210
特徴・感想など				電子マネーの支払いが多くなり、無意識に支出する場面が増えていていると感じる。生計費では到底足りないと感じる。好きなことに存分に使えて心も住職し、気持ちよく仕事に迎える資金をもらうことは重要	これ以上節約しようと思ったら、が外出を控えることになる。心の健康を守るためには、友人などのお出かけ、自然体験の回数を減らすことはしたくない。		家族と同居でお金はあまりつかわない。		被服にお金をたくさんかけていることに気づく。給料よりも多く使い、溜まらない理由がよくわかった。	国の標準生計費は低すぎる。賃金設定も低すぎて、この賃金では暮らせない。（自動車関係費入れると…）		節約した。いつもは外食が多い。外食せず、美味しいものも食べられず…生きる意味がみいだせない。	後半は切り詰めたつもりだったけど…

2025最低・標準生計費体験家計簿調査結果のまとめ



2025年4月の1ヵ月間、指定の家計簿をつける「最低生計費・標準生計費」体験は、埼労連加盟の9単産から25名以上（JMITU、埼高教、自治労連、医労連、福祉保育労、建交労、県国公、郵政ユニオン、SU、埼労連、民青同盟）がとりくんだ。そのうち1ヵ月間、挫折せずに終えた22名の結果をまとめ、以下に記す。

22人中、前半の「最低生計費」設定額10万8253円（税・社保抜き）をオーバーしたのは6人だが、後半の「標準生計費」設定額5万9555円（税・社保なしの半月分）をオーバーしたのは18人（別紙結果参照）だった。特に食費や教養娯楽費を含む「雑費I」で上回っている傾向があり、日々の日記でもその点を強調する声があった。

特徴的な感想として、「食費の値上がりが激しいので、賃金の上昇幅と比較すると生活を圧迫する一因になる」、「衣食住が生活の主で、趣味を楽しめる余裕がない。標準生計費は死なない程度の生活費を示したもので、そこには“文化的”という概念はない」、「この収入では所帯を持つのは難しい」などがあった。福祉保育労は7人がチャレンジし、後日、保育園ごとに独自の感想交流会がおこなわれている。参加者から「家計簿つけるの面倒だったけど新鮮だった。週休2日ほしい。職員増やしてしっかり休みたい」、「今の賃金が低すぎることで、普通に生活するために賃上げを求めてもいいことをあらためて実感した」などの声が寄せられている。

結果を交流するため、5月29日（木）19時から「生計費体験オンライン報告会」（写真）をおこない、8単産・2地域組織から16人が参加した。この報告会で体験した若者2名から「いつもと変わらない生活をしたみたが、後半、足のケガの治療費が予定外にかかった。趣味の部分を削っていかないとこの金額では生活できない」（教員）。「お昼はコンビニなどで弁当を購入していた。実家で暮らしていてもきびしく、車のローンもあるので実際はもっと費用がかかる」（介護職員）と発言された。

参加者の感想では、「国の標準生計費の設定額は根拠が不明で低すぎる」こと、「忙しくてお金を使う時間もない人がある。賃上げと同時に労働時間の短縮も求めていく必要がある」など意見が出された。今回の取り組みを通じ、もらっている賃金と必要な賃金について考える機会が得られたことは重要であり、声を上げること、署名の必要性も全体で共有された。

あらためて、労働者が日々の労働力を再生産するために必要な賃金を考えるには「労働者の生計費」が基本である。このことは今回の体験結果からも明らかになっている。根拠が不明な「標準生計費」に代わるものとして私たちが全国で結果を示している「最低生計費試算調査結果」を最賃審議にかかわる資料として活用されることを強く望むものである。

2025 年 春の時給調査報告

【収集期間】2025 年 4 月 18 日(金)～4 月 25 日(金)

【調査対象】求人情報誌（フリーペーパー）、新聞折り込み求人広告、WEB 募集

【サンプル数】基本サンプル数 3,000 件(2024 年春 3,311 件・2024 年秋 1,895 件)

※タウンワークの発行が終了したため、WEB の求人サイトからデータを取得

■業種については、日本標準産業分類に基づき、13 分類として行った。

農業、林業／建設業／製造業

情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業

不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業

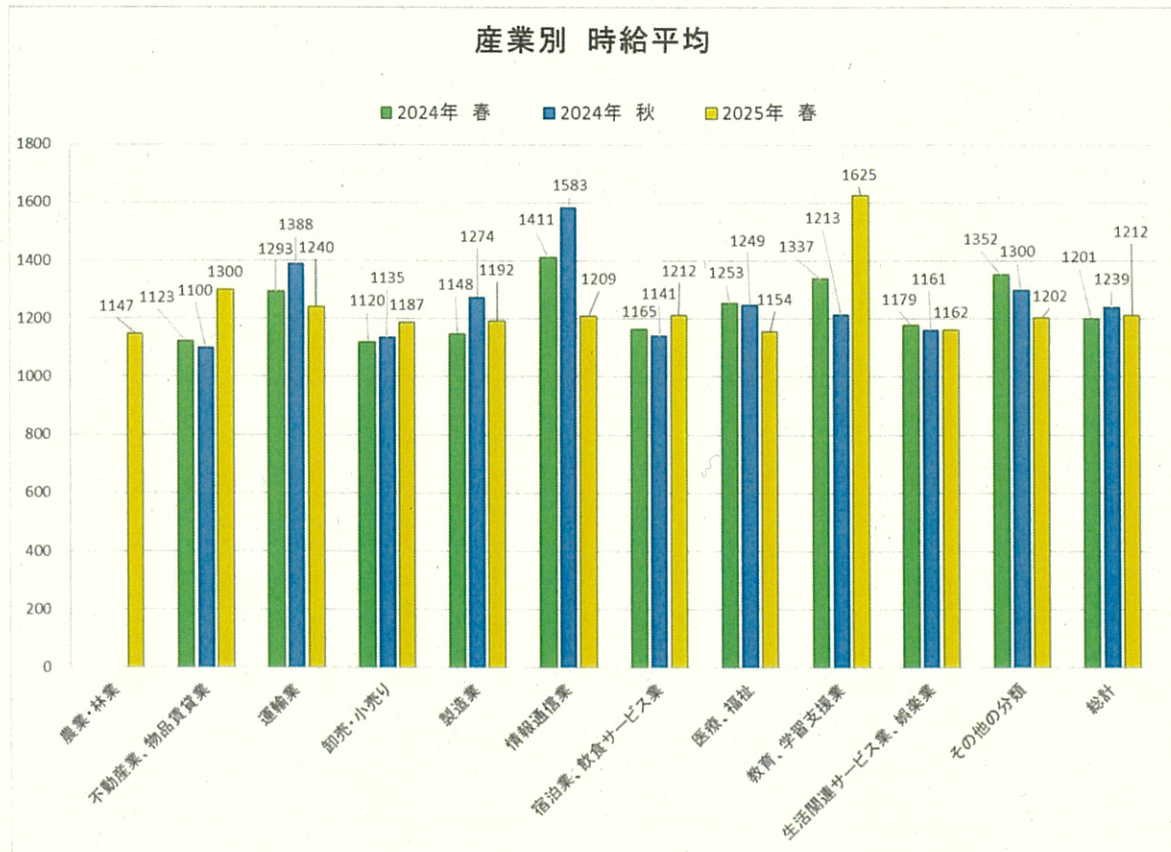
教育、学習支援業／医療、福祉／生活関連サービス業、娯楽業／その他の産業

(1) 集計結果……（ ）内は 2024 年 4 月

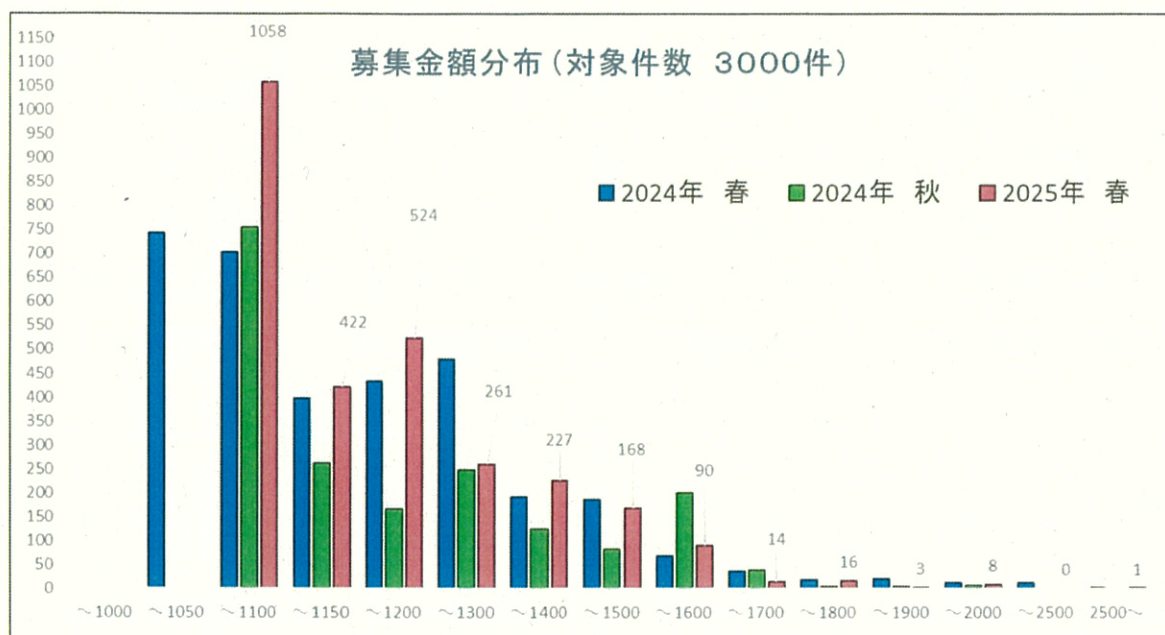
時給…平均 1211.9 円(1200.8) 最高値 3,000 円(2500) 最低値 1,078 円(1,028)

2024 年 4 月比で、平均値 11.1 円増

① 産業別グラフ



② 賃金分布



2025年春の時給調査は平均で1211.9円となった。

最低値は埼玉県の最低賃金1078円。最も募集が多かった時給帯は1078円～1100円で過去の調査と同様の傾向。

今回の調査で突出していたのは、運輸業の募集件数の多さ、全体の募集件数の47.5%を占める結果となっている（今回の調査データはインターネットでの検索が多数）こと。

昨年までは、駅などに置いてあるフリー冊子がメインだったが、現在は1誌を除いて発行されていないことから、インターネットでの検索に切り替えた。

③ 募集件数の内訳 (左表は2024年春)

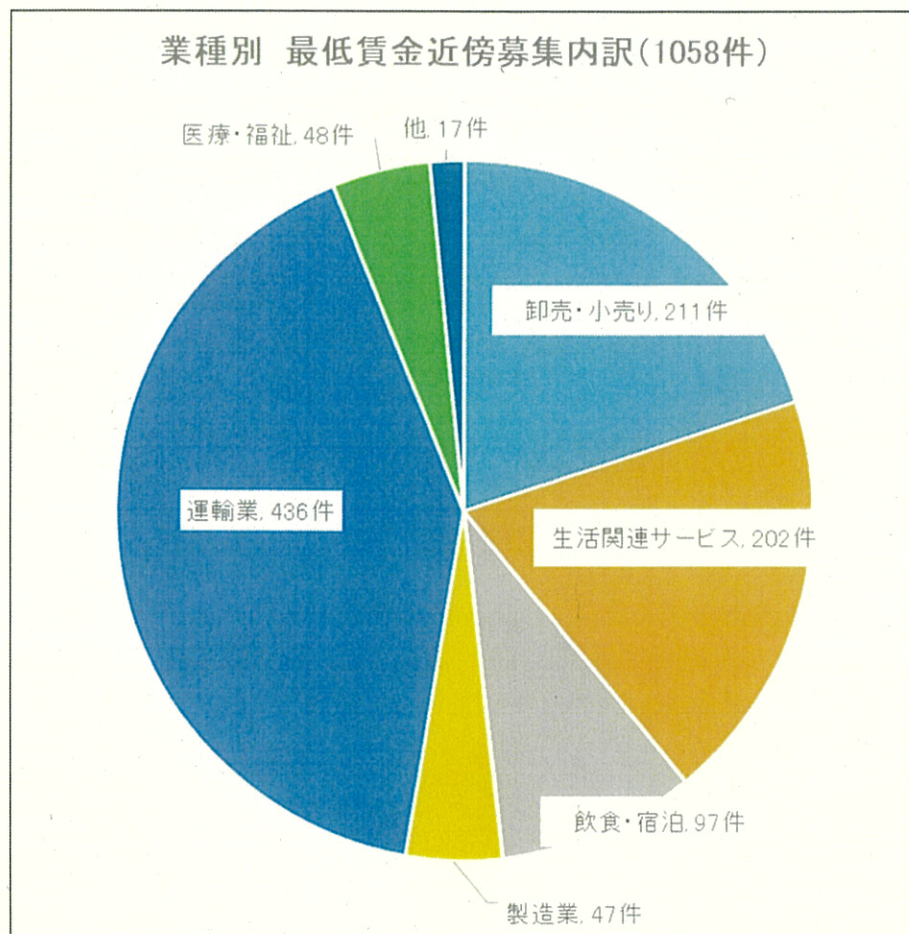
2024年 春

職業分類	データ	募集件数
	平均時給額	
その他	1351.8	88
医療・福祉	1253.2	260
飲食・宿泊業	1165.0	939
運輸業	1292.5	596
卸売・小売り	1120.1	684
教育・学習支援	1336.8	34
建設業	1148.0	10
情報通信業	1410.5	19
生活関連サービス	1178.9	423
製造業	1238.6	246
不動産業	1120.9	11
農業	1100.0	1
総計	1200.8	3311

2025年 春

職業分類	データ	募集件数
	平均時給額	
その他	1202.2	31
医療・福祉	1153.7	97
飲食・宿泊業	1212.0	294
運輸業	1240.4	1424
卸売・小売り	1186.8	599
教育・学習支援	1625.0	4
建設業	1100.0	1
情報通信業	1208.6	7
生活関連サービス	1162.0	348
製造業	1191.8	187
不動産業	1300.0	2
農業・林業	1146.7	6
総計	1211.9	3000

④ 最賃近傍での募集割合



最賃近傍での募集割合は、サービス業で高い傾向があることはこれまで通り、生活関連サービス業が 58.04%、卸売・小売り業 35.2%、飲食・宿泊サービス業 32.99%となっている。運輸業は 30.61%が最賃近傍で、仕事内容では、圧倒的に倉庫内のピッキング（仕分け）作業が多く、今回の募集ではフォークリフトオペレーターなど、資格を必要とする募集がほとんどないことが今年の春より平均額が減少した原因と考えられる。

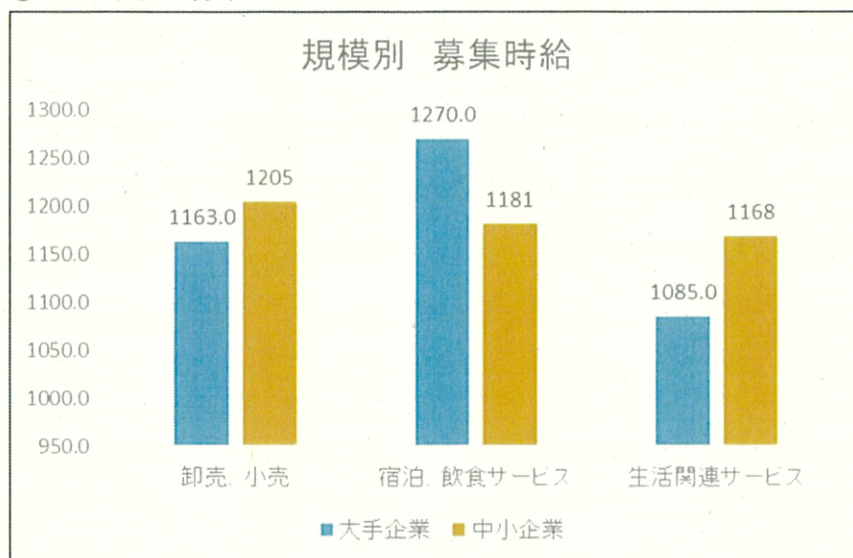
また、件数が減少しているが、医療・福祉分野も 49.48%と最賃近傍での募集が高い傾向が示された。細かい仕事内容で見ると、看護師や准看護師、薬剤師の募集が激減し、ほとんどが介護職となっており、介護職の時給水準の低さが示された。

【参考】

医療・福祉分野では、2025年の春闘でも、製造業などの他産業に比べて厳しい回答が出ており、賃金水準を引き上げるためには公定価格の引き上げが必要であることが示された。

少子高齢化社会において、ケア労働者の処遇改善は喫緊の課題であり、より実効性のある特別措置が必要になる。

⑤ 企業規模別募集状況



※企業別平均募集額（件数の多い企業）

職業分類	求人会社名	データ	
		平均時給額	募集件数
飲食・宿泊業	バーガーキング	1250	22
	一風堂	1413	15
	丸亀製麺	1173	10
	丸源ラーメン	1420	16
	焼肉きんぐ	1206	9
飲食・宿泊業 集計		1306	72
総計		1306	72

企業規模別の募集状況では、卸売・小売、生活関連サービスで、中小企業の方が高く、飲食・宿泊サービスでは、大手チェーン企業が高い結果が示された。

飲食・宿泊サービスの大手チェーン企業（外食産業）の傾向を見ると、企業ごとに明確に特徴が見られた。募集の多い企業で見ると、ラーメンチェーンは総じて高い傾向にあり、人手不足が店舗運営に与える影響が高い業態の募集が上昇していると考えられる。

【今回の募集傾向】

運輸業での深刻な人手不足が顕著に表れ、医療・福祉分野での人件費の確保が困難になっている状況が傾向として示されたが、総じて埼玉の最低賃金よりも高い水準で平均値が推移している状況から、やはり東京の最賃額に一定の影響を受けていることが伺える。

2024 埼玉県最低生計費試算調査結果（概要版）

一若年単身世帯・子育て世帯一



埼玉県労働組合連合会

【若年単身世帯】

1. 調査の概要

埼玉で若者がひとり暮らしするのにどれだけの生計費（生活費）が必要か、「健康で文化的な最低限度の生活」を明らかにしたものが最低生計費試算調査。結果を出すにあたって実施された調査は、以下の3つの調査になる。

- ① 生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ② 持ち物財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ③ 価格（市場）調査：実際の対象市（さいたま市）における価格調査を実施。

これらの3調査に統計資料を利用した食料費、娯楽費、住居費、教育費などの試算結果を組み合わせて、最低生計費の試算を行った。

2024年4月からアンケート票の配布を開始し、2047部を回収（回収率＝約36％）したが、このうち若年単身世帯（20歳未満＋20歳代＋30歳代で一人暮らしの者）の回答数は153部であった。今回の試算はこの153部を分析したものになる。

2. 算定の対象となるモデルと地域

（1）対象モデル

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、20歳代の単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「25歳男性および女性」で、大学卒業後就職し、勤続年数3年を想定している。年収＝329万円（月収＝23.5万円、一時金＝47万円）と設定した。

※令和5年の埼玉県における労働者の所定内給与月額は、20～24歳男性＝23万2200円、25～29歳男性＝25万9200円（『賃金構造基本統計調査』、埼玉県、企業規模計、産業計、男女計）

（2）居住地域

居住地域としては、さいたま市南区（最寄り駅武蔵浦和駅）を想定した。また、南区に設定したのは、①公共交通機関が使いやすい地区であること（都内にある会社に公共交通機関を利用して勤務しているものと想定したため）、②若年者が多く居住している区であることが、主な理由である。

3. 算定の方法

※留意した点

今回の最低生計費試算調査は、佛教大学の金澤誠一教授（現在、同大名誉教授）の監修のもとで行われたマーケット・バスケット方式による「首都圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施、2039ケース集約）の調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。2回目となる「埼玉県最低生計費試算調査」（2016年1月～9月実施、597ケース集約）と同様に、以下の点に留意して算定を行った。

- ① 身の回り用品は、持ち物財調査にもとづいて、原則7割以上の保有率の物を「人前に出て恥を

かかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。また、耐用年数は、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

- ② 試算にあたってはアンケート結果をもとに合意形成会議（2024年9月7日開催：6単産、13人参加）でモデル設定を確定させ、価格調査結果を踏まえてまとめている。
- ③ 今回の結果は単身世帯のため、教育費を算定に含めていない。また、生活実態調査から、移動手段として「さいたま市」では、自家用車もしくはバイクが必需品ではないと判断した。

4. 試算結果から得られたこと

埼労連が8年ぶりにとりくんだ「最低生計費試算調査」では、さいたま市在住の若年単身世帯（25歳）の結果として男性で月額27万4,690円、女性で27万4,152円が必要と出された（いずれも年収で約330万円）。これまでの調査とは利用する統計資料が異なる（全国消費実態調査→全国家計構造調査）など、結果を比較することには注意を要するが、最低生計費は2016年調査から13.6%上昇している（税・社会保険料抜きの最低生計費での比較）。

個別費目でみると、食費で135.3%、水道・光熱費で148.6%など、上昇幅が大きくなっている。賃金も同様に上昇していれば物価上昇に対応できていることになるが、そこまで伸びてはいない。

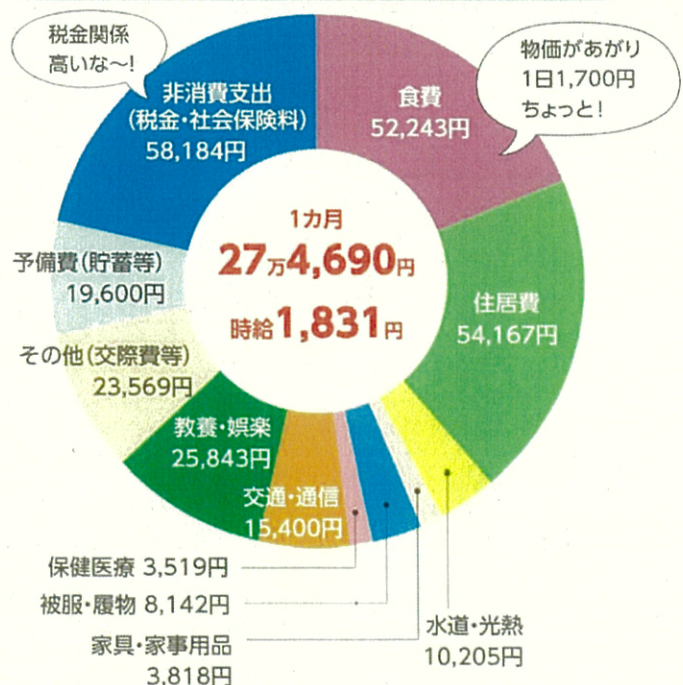
今回の調査から試算された最低生計費を中央最賃審議会が用いている月173.8時間の所定内労働時間で換算すると、男性で1,580円/時間、女性で1,577円/時間となる。また、人間らしい労働時間としてかつて政府も政治目標としていた月150時間で換算すると、男性で1,831円/時間、女性で1,828円/時間となる。

現在の埼玉県 lowest賃金額は1,078円であり、全国加重平均1,055円を上回っているものの、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは大きな隔たりのある。政府の掲げる1,500円という目標は、ただちに実現されなければならないことも調査結果から得られた示唆である。

この結果をもとに、まずは「1日8時間働けば生活できる賃金」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準をできるだけ速やかに引き上げていくことが、急務の課題である。

また、最低賃金の問題である地域間格差もただちに是正されなければならない。同様に全国各地で実施されている最低生計費試算調査の結果からは、最低生計費に大きな地域差がないことが明らかになっている。つまり、最低賃金は全国一律であるべきなのである。

2024年 埼玉最低生計費 支出内訳



若年単身世帯総括表

(円)

		男	女
消費支出		196,906	196,368
食費		52,243	41,320
	家での食事	30,707	26,019
	外食・昼食	12,000	6,000
	外食・会食	8,000	8,000
	廃棄分	1,536	1,301
住居費		54,167	54,167
	家賃	54,167	54,167
光熱・水道		10,205	9,852
家具・家事用品		3,818	3,932
	家事用耐久財	1,261	1,261
	冷暖房機器	74	74
	居間・寝室用家具	226	226
	室内装飾品	211	211
	寝具類	580	580
	家事雑貨	625	725
	家事用消耗品	841	855
被服・履物		8,142	7,258
	被服・履物	7,959	6,892
	洗濯代	183	366
保健医療費		3,519	6,624
	保健医療費	3,519	6,624
交通・通信		15,400	15,355
	通勤定期代	11,683	11,683
	通信費	3,717	3,672
教育		0	0
教養娯楽		25,843	27,648
	教養娯楽耐久財	2,225	2,225
	教養娯楽用品	1,778	1,083
	日帰り行楽	5,000	5,000
	旅行	5,000	7,500
	余暇費用	4,000	4,000
	NHK受信料等	4,840	4,840
	定額制コンテンツ	3,000	3,000

理美容費		3,485	8,881
	理美容用品	1,485	3,881
	理美容サービス	2,000	5,000
身の回り用品		567	1,814
その他		19,517	19,517
	自由裁量費	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	2,500	2,500
	共益費	3,000	3,000
	プレゼント費用	4,167	4,167
	忘年会等	1,250	1,250
	その他会費	250	250
	組合費	2,350	2,350
非消費支出		58,184	58,184
	所得税	6,369	6,369
	住民税	10,975	10,975
	社会保険料	40,840	40,840
予備費		19,600	19,600
最低生計費	税等抜き月額	216,506	215,968
	税等込み月額	274,690	274,152
	税等込み年額	3,296,280	3,289,824
必要最低賃金額（173.8 時間換算）		1,580	1,577
必要最低賃金額（150 時間換算）		1,831	1,828
最低賃金額		1078 円（2024 年）	

（注 1）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他、予備費＝消費支出×10%（100 円未満切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

（注 2）非消費支出には、「所得税」＝6,369 円、「住民税」＝10,975 円、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」＝40,840 円を含む。

【調査にあたって】

調査日数：2024 年 4 月～7 月

配布数：5622＋データ（回収 2044 部：36.3%）

結果公表：2024 年 10 月 31 日

調査監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

連絡先：埼玉県労働組合連合会（埼玉労連）

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11 第一木村ビル 2 階

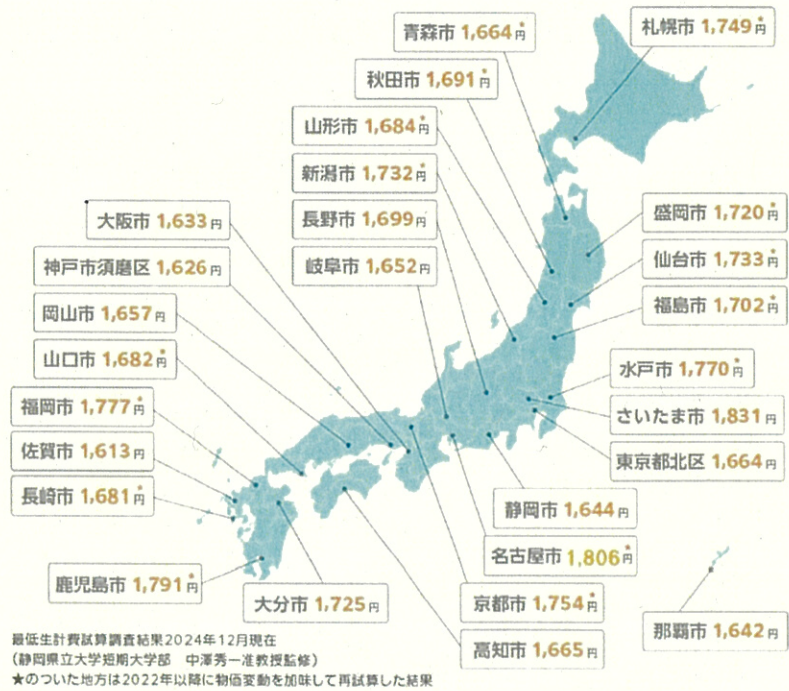
電話 048-838-0771 FAX048-838-0775

埼玉最低生計費試算調査結果比較表（若年単身世帯）

2024/11/18

	項目	2024年		内訳	2016年	2016年と2024年の差 (金額・%)	
		男性	女性		男性		
1	食費	52,243	41,320	食事・外食（昼食・会食）等	38,610	13,633	135.3%
2	住居費	54,167	54,167	賃貸家賃・更新料	52,500	1,667	103.2%
3	水・光熱費	10,205	9,852	電気・ガス・水道	6,867	3,338	148.6%
4	家具・家事用品	3,818	3,932	家電製品・家具寝具・家事雑貨等	4,781	-963	79.9%
5	被服・履物	8,142	7,258	洋服・靴・洗濯代等	6,906	1,236	117.9%
6	保健医療	3,519	6,624	医薬品・保健医療用品等	3,366	153	104.5%
7	交通費	11,683	11,683	公共交通機関等	14,004	-2,321	83.4%
8	通信費	3,717	3,672	携帯電話・インターネット等	5,631	-1,914	66.0%
9	教養娯楽費	25,843	27,648	娯楽用品・書籍・旅行・スポーツ等	20,225	5,618	127.8%
10	その他	23,569	30,212	散髪・身の回り用品・嗜好品等	20,634	2,935	114.2%
11	貯蓄・予備費	19,600	19,600		17,300	2,300	113.3%
12	税等抜き月額	216,506	215,968		190,824	25,682	113.5%
13	非消費支出	58,184	58,184	所得税・住民税・社会保険料	51,055	7,129	114.0%
14	最低生計費（月額）	274,690	274,152		241,879	32,811	113.6%
15	最低生計費（年額）	3,296,280	3,289,824		2,902,548	393,732	113.6%
16	必要最低賃金額	1,580	1,577	月173.8時間換算（※月150時間換算：男性1,831円、女性1,828円）			
17	最低賃金額	1,078円（2024年）		月150時間：月額16万1,700円		845	233円

全国どこでも変わらない最低生計費（25歳男性・月150時間労働で試算）



※最低生計費試算調査は、全国27都道府県で取り組まれており、約5万人の協力を得ている。調査後、物価高騰が長く続いていることで、各地で出された結果のアップデートが順次すすめられている。この間、愛知県（名古屋市）、大阪府（大阪市）、岡山県（岡山市）で時間額1800円を超えたことが公表された。

都道府県名	都市名	消費支出				非消費支出	予備費	最低生計費	年額	時間額	ラン	最賃	調査(改定)
		食費	住居費	交通・通信費	その他			月額(税込み)	(税込)	150h			
北海道	札幌市	45,978	39,000	14,459	86,361	58,009	18,500	262,307	3,147,684	1,749	B	1010	2024年6月
岩手県	盛岡市	47,242	37,000	36,057	66,418	52,686	18,600	258,003	3,096,036	1,720	C	952	2022年11月
秋田県	秋田市	47,235	35,000	36,114	64,476	52,555	18,200	253,580	3,042,960	1,691	C	951	2022年11月
茨城県	水戸市	45,390	36,458	33,018	74,431	57,375	18,900	265,572	3,186,861	1,770	B	1005	2022年10月
埼玉県	さいたま市	52,243	54,167	15,400	75,096	58,184	19,600	274,690	3,296,280	1,831	A	1078	2024年10月
東京都	京都市	49,242	50,000	16,766	75,801	52,212	19,100	263,121	3,157,452	1,754	B	1058	2023年10月
福岡県	福岡市	54,445	40,000	12,936	81,096	59,221	18,800	266,498	3,197,981	1,777	B	992	2024年8月
鹿児島県	鹿児島市	49,878	38,000	38,974	68,248	54,096	19,500	268,696	3,224,356	1,791	C	953	2024年7月

2024年8月 全労連・賃金地域経済グループまとめ

【自由記述欄に寄せられた声(抜粋)】

- 賃金アップしてほしいです。水道、光熱費等の補助の延長(値下げ)を求めます。
- 病院の中で働いています。経営状況によって、患者・利用者様へ提供できる内容がかわってきます。どんな病院でもよい医療やケアが提供できるとよいです。以前と比べると、ご近所との付き合いもなくなってしまっていると感じます。災害も多いですし、周りにどのような方が住んでいるのかなど知る努力はしていきたいですが、自治会への参加等ができていない。
- 賃金があまにも低い。家賃補助を受け取っているのに生活できているがそれが無ければ生活ができない。物価等上がり支出は増える一方なのに収入は変わらない。マイナスでしかない。やりがいだけで働いているのが馬鹿らしくなる。
- 物価等の高騰ばかりで給料はあがらず…。貧困がふえる一方な気がします。人員不足で休みにくいし給料低い。やりきれなくなりそうです。
- 輸送に関わる仕事なので、長時間は当たり前。年収を上げて欲しい→そのために、政府のテコ入れが望ましい。
- 保育士だが労働と給料が見合っていない。税金や社会保険料が引かれてしまうと20万を切ってしまう。アルバイトの方が高くてもいいなと思ってしまうくらい。ただ家賃を全額払ってもらっているので福利厚生はしっかりしていてありがたい。1人暮らしは不自由ないが、家庭を

持ったら大変だと思う。

- 光熱費がとにかく高い!! 物価高騰で買い物をひかえる生活はストレス。
- 給与から引かれるお金が多すぎる。奨学金を全額返済するまで、あと20年はかかるので負担に感じる。
- もっと賃金が上がって、しっかりと休める社会になってほしいです。
- 日本の格差社会を是正したいですね。
- 税金を減らしてほしい。給料の3分の1程度引かれているとつらい。
- 非課税世帯の方への支援ももちろん大切なことだとは思いますが、それ以外の方でも生活が苦しい方が一定数いると思う。そうした方への支援を図ってほしい。
- 出逢いがありません。出逢いにコストがかかります。モチない程、コストがかかります。
- 給料は多少上がっても税金の負担額が大きいいため貯金や運用にまわせない。物価もあがっているため、多少の上がりでは生活は変わらない。
- 仕事が大変な分、趣味にお金を使う割合がかなり大きいので休日や賃金をもっと増えればゆったり過ごせるのに、とは常に思っています
- 給料をあげてもらいたい
- 家賃手当を増やすか給与が上がって欲しい
- お金ない
- 所得税や社会保険料を引き下げてほしい。
- 税金高すぎます!!

【子育て世帯】

埼玉県最低生計費試算調査結果

—さいたま市で普通に子育てをするために必要な費用を明らかにする—

はじめに

昨年 10 月に公表した埼玉県さいたま市における最低生計費試算調査の若年単身世帯（25 歳のひとり暮らしの男女）の結果は、南区在住の若者が普通の暮らしを送るためには、男性で月額 274,690 円、女性で月額 274,152 円（税・社会保険料込）が必要であることを明らかにした。全国どこでも普通に暮らしていくために必要な水準が示されることとなり、「最低賃金では、健康で文化的な生活はとうてい送れないこと」「最低生計費には全国どこでもそれほど差がないこと」等の根拠（エビデンス）を示し、最低賃金をめぐる動向にも大きな影響を与えているところである。

今回は、30 代・40 代・50 代の未婚子のいる世帯について試算し、さいたま市で普通に子育てをして暮らすためには、どれくらいの費用がかかるのかを明らかにする。ここより得られた結果は、コロナ禍や物価高騰により深刻な影響を受けている子育て世帯の生活を考えるうえで重要な資料となることが期待できる（記者発表：2025 年 7 月 10 日、埼玉県庁記者クラブ）。

1. 調査の概要

最低生計費試算調査の目的は、生活実態調査や持ち物に関する調査等を実施し、それらの調査結果と他の統計資料を組み合わせ、若年単身世帯をはじめとした世帯モデルごとに、生活に必要な費目を積み上げた、「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための最低生計費を算出することである。

先に結果を公表した「若年単身世帯」の調査と同時に「子育て世帯」の調査もおこなった。

- ① 生活実態調査：調査時期は 2024 年 4 月～7 月。
- ② 持ち物財調査：調査時期は 2024 年 4 月～7 月。
- ③ 価格（市場）調査：調査時期は 2024 年 9 月と 2025 年 4 月。

なお、生活実態調査および持ち物に関する調査の対象となったのは、主に埼玉県労働組合連合会（埼玉労連）に加盟する単産の組合員である。アンケート票は 2047 部を回収（回収率＝約 36%）。このうち、試算対象となる 30 代夫婦と未婚子からなる世帯（以下、30 代世帯と略）の回答数は 110 部、40 代夫婦と未婚子からなる世帯（以下、40 代世帯と略）の回答数は 204 部、50 代夫婦と未婚子からなる世帯（以下、50 代世帯と略）の回答数は 236 部であった。なお、夫婦の世代は、回答者（夫または妻）の年齢で区別している。

2. 算定の対象となる世帯モデルと居住地域

最低生計費の試算対象となる世帯モデルと居住地域を設定する際には、①生活実態調査結果をできるだけ反映すること、②世帯モデルごとの条件をできるだけそろえること、③過去や他地域の調査で設定された世帯モデルを参考にすること、④地域における家族の就労生活状況をできるだけ反映すること、

⑤試算が複雑になりすぎないようにすること、以上の諸点を考慮した。

なお、試算にあたって実際に県内で子育てをしている30代～50代の労組員に集ってもらい、「合意形成会議」を開催した（4月12日開催：5単産、1地域組織13人参加）。この会議では、アンケートの結果をもとに「健康で文化的な最低限度の生活」＝「あるべき普通の生活」を実現するためには何が必要になるのか、お互いに意見を述べ、理論生計費と実態生計費の融合を図っている。

（1）対象となる世帯モデルー夫婦と未婚子2人からなる世帯モデル

1）30代世帯（30代夫婦、小学生と保育園児の4人家族）

夫は30代で正規従業員として勤務、妻は30代で非正規として勤務（夫の扶養家族）、子どもは小学生（公立）と保育園児（私立）と想定する。なお、食料費などを試算する際の子どもの年齢と性は、女兒（8～9歳）、男児（5歳）とした。未就学児を私立保育園児としたのは第3期「さいたま子ども・青少年のびのび（ゆめ）プラン」（令和7年3月）によると、5歳児は幼稚園よりも保育園のほうが多数派になっているからである。

2）40代世帯（40代夫婦、中学生と小学生の4人家族）

夫は40代で正規従業員として勤務、妻は40代で非正規として勤務（夫の扶養家族）、子どもは中学生（公立）と小学生（公立）と想定する。なお、食料費などを試算する際の子どもの年齢と性は、これまでに実施された調査の家族モデルと推定エネルギー必要量の年齢区分を考慮して、中学1～3年生男性（12～14歳）、小学3・4年生女性（8～9歳）とした。

3）50代世帯（50代夫婦、大学生と高校生の4人家族）

夫は50代で正規従業員として勤務、妻は50代で非正規として勤務（夫の扶養家族）、子どもは大学生（東京都内の私立大学昼間部に通う）と高校生（公立）と想定する。なお、食料費などを試算する際の子どもの年齢と性は、これまでに実施された調査の家族モデルと推定エネルギー必要量の年齢区分を考慮して、大学生男性（18～21歳）、高校1～3年生女性（15～17歳）とした。

（2）居住地域

上記3つの世帯モデルの居住地域は、合意形成会議において子育ての環境が整っている意見が多かったさいたま市緑区を想定した。

3. 算定の方法と結果

今回の最低生計費試算調査は、金澤誠一氏（佛教大学）の監修のもとで行われた「首圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施、2039ケース集約）・「東北地方最低生計費試算調査」（2009年5月～6月実施、1,615ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。さらに、科学研究費助成事業を受け、2014年から2018年度に進められた基盤研究（C）「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」（研究課題番号：26380827）において実施された「静岡県最低生計費試算調査」「愛知県最低生計費試算調査」「北海道最低生計費試算調査」等の調査で取り込まれた、以下の点に留意して算定を行っている。

総括表 2024 年埼玉県最低生計費調査 子育て世帯のまとめ（さいたま市緑区在住モデル）

生計費結果	さいたま市		
	30 代夫婦と子ども 2 人（幼児・小学生）	40 代夫婦と子ども 2 人（中学生・小学生）	50 代夫婦と子ども 2 人（大学生・高校生）
居住面積（賃貸）	42.5 m ²	47.5 m ²	50 m ²
A 消費支出（1～10）	420,370	494,076	593,237
1 食費	134,341	151,429	167,872
2 住居費	64,583	69,791	72,916
3 光熱・水道	19,828	20,453	20,453
4 家具・家事用品	11,453	16,765	18,287
5 被服・履物	19,576	21,030	24,795
6 保健医療	5,755	10,030	10,188
7 交通・通信	54,826	55,884	61,643
8 教育	22,791	53,282	125,515
9 教養娯楽	38,154	42,557	32,274
10 その他	49,063	52,855	59,294
B 非消費支出	78,117	95,032	103,682
C 予備費	42,000	49,400	59,300
最低生計費（税抜き）A + C	462,370	543,476	652,537
D 同上（税込み）A + B + C	540,487	638,508	756,219
同上（税込み）D × 1.2	6,485,844	7,662,096	9,074,628

今回の試算結果をまとめたものが総括表である。年代ごとにさいたま市で普通に子育てしていくために必要な費用が明らかになった。30 代で月額 54 万円ほど、40 代で月額 63 万 8000 円ほど、50 代で月額 75 万 6000 円ほどかかっている（いずれも税・社会保険料込み）。年収設定との差は、年代が上がるにつれて広がっていく。つまり、生計費の上昇に実際の賃金は追いついていないのが現状だ。

特徴として今回の試算では、前回には持たせなかった自家用車がある。実態調査や合意形成会議でも必須とされたため、実態に即して加えることとした。結果を単純比較はできないが、8 年が経ち、30 代で約 8%、40 代で約 18%、50 代で約 11%の生計費上昇がみられた。これは、生計費を圧縮するような施策が何ら取られていないことが背景にある。これでは安心して子育てをすることはできない。憲法で保障されている健康で文化的な生活を実現するためには、賃金の底上げが最重要の課題であることは言うまでもない。ただし、賃金だけで生計費を賄うのには限界がある。教育、住宅を含めた社会保障制度も底上げをしなければならない。少子化が止まらない現状を、小手先の制度改革で好転させることは難しい。抜本的な改革に着手しなければならない局面にある。

なお、次ページには前回調査（2016 年時の結果）と比較した一覧表を参考に掲載する。

埼玉県最低生計費試算調査結果 2016年と2024年の比較表

2025/7/10

生計費結果	さいたま市 (2024年)			さいたま市 (2016年)			16年と24年の差額					
	30代夫婦と 子ども2人 (幼児・小 学生)	40代夫婦と 子ども2人 (中学生・ 小学生)	50代夫婦と 子ども2人 (大学生・ 高校生)	30代夫婦と 子ども2人 (幼児・小 学生)	40代夫婦と 子ども2人 (中学生・ 小学生)	50代夫婦と 子ども2人 (大学生・ 高校生)	30代夫婦と 子ども2人 (幼児・小 学生)	上昇率	40代夫婦と 子ども2人 (中学生・ 小学生)	上昇率	50代夫婦と 子ども2人 (大学生・ 高校生)	上昇率
居住面積 (賃貸)	42.5㎡	47.5㎡	50㎡	42.5㎡	47.5㎡	50㎡						
A 消費支出 (1~10)	420,370	494,076	593,237	391,157	412,784	531,554	29,213	107.5%	81,292	119.7%	61,683	111.6%
1食費	134,341	151,429	167,872	108,192	121,468	125,462	26,149	124.2%	29,961	124.7%	42,410	133.8%
2住居費	64,583	69,791	72,916	57,292	62,500	64,583	7,291	112.7%	7,291	111.7%	8,333	112.9%
3光熱・水道	19,828	20,453	20,453	18,191	18,941	19,356	1,637	109.0%	1,512	108.0%	1,097	105.7%
4家具・家事用品	11,453	16,765	18,287	18,356	19,150	20,194	-6,903	62.4%	-2,385	87.5%	-1,907	90.6%
5被服・履物	19,576	21,030	24,795	20,156	21,242	23,971	-580	97.1%	-212	99.0%	824	103.4%
6保健医療	5,755	10,030	10,188	8,706	7,709	9,505	-2,951	66.1%	2,321	130.1%	683	107.2%
7交通・通信	54,826	55,884	61,643	38,210	38,747	49,752	16,616	143.5%	17,137	144.2%	11,891	123.9%
8教育	22,791	53,282	125,515	26,986	37,486	128,724	-4,195	84.5%	15,796	142.1%	-3,209	97.5%
9教養娯楽	38,154	42,557	32,274	45,663	32,429	28,193	-7,509	83.6%	10,128	131.2%	4,081	114.5%
10その他	49,063	52,855	59,294	49,405	53,112	61,814	-342	99.3%	-257	99.5%	-2,520	95.9%
B 非消費支出	78,117	95,032	103,682	68,807	85,319	99,281	9,310	113.5%	9,713	111.4%	4,401	104.4%
C 予備費	42,000	49,400	59,300	39,100	41,200	53,100	2,900	107.4%	8,200	119.9%	6,200	111.7%
最低生計費 (税抜き) A + C	462,370	543,476	652,537	430,257	453,984	584,654	32,113	107.5%	89,492	119.7%	67,883	111.6%
D 同上 (税込み) A + B + C	540,487	638,508	756,219	499,064	539,303	683,935	41,423	108.3%	99,205	118.4%	72,284	110.6%
同上 (税込み) D×12	6,485,844	7,662,096	9,074,628	5,988,768	6,471,636	8,207,220	497,076	108.3%	1,190,460	118.4%	867,408	110.6%

※前回調査以降、消費増税 (8%→10%)、物価高騰 (2020年頃から) などの影響を受け、前回から30代で約8%、40代で約18%、50代で約11%の上昇となっている。

参考①

新宿区労働組合総連合
TEL & FAX 03-5272-8460

〒162-0052 新宿区戸山 3-15-1
日駐ビル6F
<https://shinjukuippan.com/>
union_sinjuku@yahoo.co.jp

新宿区労働組合総連合

プレスリリース

新宿で若者がフツーに暮らすには、月額28万円、時間額1884円必要
物価高騰で5年前調査から時間額で134円up！ 誰でも時給2000円めざそう！

新宿区労連は 2024 年～2025 年に東京都新宿区において最低生計費試算調査（以下「新宿生計費調査」）に取り組みました。この調査はマーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用し、新宿で働き、生活する中で何が必要かを把握し、現実にかかる最低生計費を試算したものです。私たちは 2019 年にこの調査を行いました。その後、コロナ禍以降、物価高騰が続いているために、再調査の必要性を感じてきました。今回の調査では、25 歳単身世帯・女性が新宿で「フツー」の暮らしをするために、月額 282,561 円、時間額 1,884 円が必要であるという結果になりました。

私たちが 5 年前（2019 年）に行った同調査では、25 歳単身世帯・女性の生計費は月額 262,506 万円、時間額 1,750 円でした。今回の調査では月額 2 万 55 円、時間額 134 円引き上りました。私たちは最低賃金引き上げの取り組みとして毎月新宿駅前でアピールデモを続けています。このデモは東京の最低賃金が 850 円だった 2012 年に、最賃 1000 円実現を掲げて始めました。2015 年からは 1500 円の要求を掲げ、「いますぐ全国一律で 1500 円に」と訴えてきました。

今回の結果は現行の東京の最低賃金 1,163 円が、最低賃金法第 1 条「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」の目的を満たす水準になっていないばかりか、政府が骨太方針で掲げた「最低賃金を 2020 年代に全国平均 1500 円にする」目標自体が低すぎることを証明しています。

私たちは今回の調査結果を根拠に、これからは「誰でも時給 2000 円をめざそう」という最低賃金引き上げの目標を掲げて運動していきます。調査結果の説明と、新宿で働く若者の声を紹介する「新宿生計費調査報告会 & 記者会見」を下記の通り開催しますので、ぜひご参加いただき報道していただきたくご案内いたします。

記

2024 年・新宿生計費調査報告会 & 記者会見

日時；2025 年 7 月 15 日（火）14 時～15 時

場所；新宿スポーツセンター 2F 小会議室（裏面に地図）

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-5-1 TEL03-3232-0171

JR 高田馬場駅下車 徒歩 10 分

東京メトロ副都心線西早稲田駅下車 出口 3 より徒歩 5 分

調査結果報告 中澤秀一さん（静岡県立短期大学部准教授）

新宿で働く若者の声

以上

新宿地域生計費試算調査結果

—若年単身世帯（25 歳女性）—

2025 年 7 月 15 日

新宿区労連・新宿一般労働組合

監修：中澤 秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

本報告書は、2024 年に東京都新宿区において実施された新宿地域生計費試算調査（以下、新宿生計費調査）の結果を公表するものである。具体的には、25 歳の若者が新宿で普通の暮らしをするために必要な費用を明らかにしたものである。

2019 年にも同様の最低生計費試算調査を実施しており、その際には新宿区で男性＝月額 265,786 円、女性＝月額 262,506 円（いずれも税・社会保険料込み）という結果を公表している。今回の調査は、その後の消費増税、コロナ禍、そして 2022 年に始まる物価高騰の影響をふまえて最低生計費をアップデートし、近年注目されている最低賃金政策に対する政策提言のエビデンスを得ることを目的としている。

表 1 2024 年新宿地域生計費試算調査結果 (円)

区名	新宿区
性別	女性
消費支出	201,484
食費	46,019
住居費	72,917
水道・光熱	7,740
家具・家事用品	4,014
被服・履物	4,269
保健医療	3,087
交通・通信	5,960
教養・娯楽	28,589
その他	28,889
非消費支出	60,977
予備費	20,100
最低生計費 (月額)	税抜 221,584
	税込 282,561
年額(税込)	3,390,729
月 150 時間換算	1,884

2025年7月28日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田素生 様

自治労連埼玉県本部
中央執行委員長 西口 哲之
さいたま市浦和区岸町7-12-8

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

賃金の最低額保障により、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等による国民経済の健全な発展をめざしご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

さて、5月の実質賃金は前年同月比2.9%マイナスであり、5か月連続のマイナスとなりました。物価高騰の一方それに追いつかない賃金の上昇が数字に如実に表れています。

自治体業務を担っている委託・指定管理職場で働く労働者の生活実態も深刻です。

最低賃金を大幅に引き上げることにより、すべての労働者の年収ベースでの賃金引上げにつながり、健康で文化的な生活が保障されるよう、私たち自治労連埼玉県本部としても、下記のとおり意見表明させていただきます。

記

1. 現行の最低賃金時間額（1,078円）を大幅に引き上げてください。

私たちの組合に所属する、自治体業務の委託労働者である学校校務、保育清掃及び給食調理補助業務に携わる労働者（以下「委託労働者」）は、最低賃金かそれに近い額で働いています。

委託労働者は日々の暮らしでも、1円でも安いスーパーでの買い物、旅行や映画などの文化的活動を控える、エアコンの使用を控え電気代を節約するなど、生活防衛をしています。そもそも生活が苦しい中、昨今の物価高騰はさらにそれを圧迫しています。

埼玉労連が昨年から今年にかけて公表している「最低生計費試算調査」では、さいたま市で時給1,800円以上が必要との結果が出ました。しかし、これは25歳単

身世帯の調査結果であり、先に述べた委託労働者には、彼らを主たる生計費維持者とする家族がおり、またシングルマザーの方もいます。時給1,800円でも不十分な額です。

最低賃金法は1959年に労働基準法から独立し制定されました。したがって、労働基準法の基本理念（労働条件の原則）である「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を実現することが求められます。

私たちは、最低賃金時間額をできるだけ早期に1,500円に引き上げ、1,800円を大きく超える水準になるよう強く求めます。

2. 中小企業支援策、価格転嫁の徹底について抜本的な強化を政府に求める意見表明をしてください。

賃金の上昇及び家計支出の増で経済の好循環をめざすことは政府の政策でもあります。最低賃金の大幅な引き上げは、賃金上昇の大きな要素となり、労働者全体の賃金の引上げにつながります。それを実現させるための条件整備についても意見を述べさせていただきます。

自治体現場では、最低賃金の引上げによって賃金改定がされても賞与を減額し、年収ベースで据え置きかマイナスになる提案をする企業もあります。原因は、自治体との委託契約額が適正ではないからです。物価高騰に加え最低賃金が上昇し契約額では対応できなくなるケースが出ています。

埼玉労働局長からの諮問文にもある「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」では委託額等への適正な価格転嫁をうたっており、中小企業庁や公正取引委員会による調査や働きかけも行われていますが、少なくとも自治体での実態はきわめて不十分な状況と言わざるを得ません。これでは、最低賃金を引き上げても賃金水準の改善につながりません。

中小企業への直接的・具体的な支援策の実施及び委託額等への価格転嫁が確実に行われるよう、意見表明をするよう強く求めます。

これは、単に物価上昇や最低賃金が適正に価格転嫁されることを求めるということだけではなく、自治体業務の委託・指定管理職場の労働者が、住民の権利保障のための仕事を安心して実行できる労働条件の実現という面からも極めて重要であることを申し添えます。

3. 審議会の運営にあたっては正確な実態把握と民主的な運営へのさらなる努力を求めます。

この意見書の前文冒頭で述べた最低賃金法の目的である「労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等による国民経済の健全な発展」を実現するための最低賃金の水準はどこにあるのか。また目的の実現を阻害するものは何なのか。これ

らは審議会での議論の中心課題になると考えています。

その議論を有効に進めるためにも、最低賃金に大きく影響される現場の労働者及びその労働者を組織している労働組合の意見を積極的に聴取してください。

また、委員の選出に当たっても、現場の実態を把握するにふさわしい公正な任命をしてください。

最低賃金で働く労働者の実態・心情、またその水準が適切なのかどうかは、同じような状況を体験することでより正確に把握することができます。関係者が実際に最低賃金での生活を体験することも検討されてはどうかと考えます。

以上

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾
中央執行委員 橋本 志保

2025 年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約 7 割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消とどこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金 1,500 円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2025 年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の米価高騰などの急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、埼玉県 lowest 賃金は 1,078 円となりました。しかし、1 日 8 時間、週 5 日勤務しても月額 19 万円程度、年収では 230 万程度です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。また、コープネットグループ労働組合の組合員では、1,800 人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係で、社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、「時給 1,500 円以上にして欲しい」という要望が短時間労働者とその周辺から強く、大きく出されています。

さらに、社会保険に加入している非正規労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層がより物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足そして、物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、1 日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 暮らしの実態について

労働組合へ届いた非正規労働者の暮らしの実態に関する声です。主に非正規労働者のみの収入で生計を立てている人からの発信となります。

「シングルマザーでトリプルワークをしている。それでも生活費が足りない」
「昼食を抜いて節約している」「お米が買えないので、乾麺を食べる頻度があがった」
「スキマバイトをしなければ生活できず、身体が休まらない。まとまった睡眠がとれていない」
「（生活苦のため）子どもの方から進学をしないとわかってしまった」

これらはほんの一例に過ぎません。この間の物価高の影響を一番強く受けているのは、時給で働く非正規労働者であり、その中でもシングルマザーなど非正規労働者が生計を立てているケースがより厳しい状況に陥ってしまっています。

3. 1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

埼玉県労働組合連合会が 2024 年に実施した最低生計費試算調査では、25 歳単身者が 1 日 8 時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも 1,800 円（月額 27 万円）が必要という結果が出ました。6 年前に実施した調査結果と比較し、確実に上昇していることが明らかになりました。また、今年東京地域で実施された最低生計費の再計算の結果も出ており、埼玉県と東京都で最低生計費に大きな違いが無いこともあらためて明らかになりました。

埼玉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に

上げる審議をお願いします。昨年の徳島県地方最賃審議会は中央最賃審議会が答申した目安額を 34 円も上回る額で最低賃金の引き上げ額を決定しました。徳島県にできたことが埼玉県でできない理由はありません。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の最低賃金を 1,500 円としていただくようお願いいたします。

以上

2025 年 7 月 28 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾
中央執行委員 四十万 和孝

2025 年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約 7 割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消とどこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金 1,500 円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2025 年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の米価高騰などの急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、埼玉県 lowest 賃金は 1,078 円となりました。しかし、1 日 8 時間、週 5 日勤務しても月額 19 万円程度、年収では 230 万程度です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。また、コープネットグループ労働組合の組合員では、1,800 人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係で、社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、「時給 1,500 円以上にして欲しい」という要望が短時間労働者とその周辺から強く、大きく出されています。

さらに、社会保険に加入している非正規労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層がより物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足そして、物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、1 日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 暮らしの実態について

ウクライナ戦争開始後、私たちの身の回りの品物がどんどん値上がりを始めました。それから約 3 年半、値上がりはとどまるところを知りません。コープネットグループ労働組合は生協の宅配の仕事を担当する非正規労働者を組織しています。宅配の仕事では商品価格の高騰などでの消費者の動向も感じられます。生協の組合員には、コープ商品を気に入って頂き生協を続けてっていますが、好きな商品以外は、安い物を探して購入することもあります。その他にもネット通販での価格比較やセール時を狙ってのまとめ買いなど、とにかく節約している方が多いです。

宅配の職員の多くは昼食代目安を約 300 円くらいに抑えて購入しています。ドラッグストアで割引シールの付いた惣菜パンを狙って買う人もいます。ちょっとお腹がすいている時は、100 円くらいのカップ麺とパンを買ってお腹を満たします。冬場は水筒に紅茶を入れ持参、夏場はなるべく安い 2ℓ のペットボトルの水などを買って職場に通っています。

このように節約をする暮らしは、何かを減らす・何かを我慢することで何かの楽しみになっているのであれば良いですが、現在ではそれすらも難しい状況の人も多く、生活のために節約をしている人も少なくないと思います。

3. 1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

埼玉県労働組合連合会が 2024 年に実施した最低生計費試算調査では、25 歳単身者が 1 日 8 時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも 1,800 円（月額 27 万円）が必要という結果が出ました。8 年前に実施した調査結果と比較し、確実に上昇していることが明らかになりました。また、今年東京地域で実施された最低生計費の再計算の結果も出ており、埼玉県と東京都で最低生計費に大きな違いが無い

こともあらためて明らかになりました。

埼玉県 lowest賃金については、中央 lowest賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。昨年の徳島県地方最賃審議会は中央最賃審議会が答申した目安額を 34 円も上回る額で lowest賃金の引き上げ額を決定しました。徳島県にできたことが埼玉県でできない理由はありません。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける lowest賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の lowest賃金を 1,500 円としていただくようお願いいたします。

以上

2025年7月18日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田素生殿
同審議会委員 各位

2025年度最低賃金改定にあたっての意見書

さいたま市浦和区高砂 3-10-11 第一木村ビル 303
全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
執行委員長 水野谷 孝夫

労働者の生活安定や労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に密接に関連する最低賃金を審議されていることに対し、敬意を表します。

(1) 地域別最低賃金の原則について、生計費を中心に論議して下さい

昨年の中央最低賃金審議会はすべてのランク（A, B, C）で50円増の目安を示しました。その50円に徳島県は34円上乘せし、他に26県で目安を上回る答申を出しています。いずれも地域別に格差がつきすぎた最低賃金（最大212円）を是正しようとする動きがこの間大きくなっています。昨年の地域別審議会の答申や付帯決議の中で、中小企業支援（消費税減税、社会保険料減免、公正取引確保など）を求める決議が一昨年より増え、憲法25条の生存権に基づいた最低限の暮らしを守るための施策として、最低賃金大幅増額のためには企業への支援策が欠かせないことを示しています。

また、今年6月27日生活保護基準引き下げ違憲訴訟につき、最高裁第二小法廷で判決があり、3年間で原告の生活保護費6.5%引き下げは国の裁量権範囲の逸脱、濫用があると判断しました。生活保護費は生計費を考慮して決定されるもので、最低賃金法における施策との整合性が図られるべきものです。そういう背景から、この生活保護費の削減が最低賃金の増加を抑制してきた側面の可能性もあります。

(2) 経済に関わる課題から、将来を見据えた対応を

今年1月から起動したアメリカトランプ政権の関税引上げ策はこれからが正念場ですが、4月に発表された『ぶぎん調査レポート』では、[埼玉県内企業では2025年度の景気について「悪化」する予想が増加していること、その要因として、「物価の上昇」、「消費の低迷」、「雇用・賃金環境の悪化」、「原油・資源価格の上昇」を懸念していることが分かった。本調査は、米国が実施する関税の実態が判明する前に実施したものであり、現時点までに判明している税率や外国為替、株価の変動は織り込まれていない。この点を勘案すると、現時点（4月）では2025年度の景気はさらに「悪化」予想が増加している様に窺われる]とまとめています。日本に対する直近のトランプ関税はベースライン課税が10%、追加関税を加えて25%として8月から実施すると予告され、県内の輸出企業中

心に一層影響が大きくなるのは確実です。政府と自治体の企業支援の強化対応策が求められます。自治体によっては独自に中小企業支援の補助金制度を設けています。

(3) 公務の民間委託組合員を抱える全国一般労組の立場から

公契約で働く労働者は清掃職場、ゴミ収集、下水道処理・河川ポンプ場維持管理の労働者がいます。ゴミ収集の職場は自治体との契約が結ばれないと、労働者の雇用と賃金が定まりません。30年間最低賃金を少し上回る賃金しか払われていないので、ダブルワークをしないと生活できない実態があります。

東京都杉並区では公契約の労働報酬下限を2年前は時給1,231円に引き上げ、今年は1,400円にしました。東京都の最低賃金は、1,163円です。指定管理者制度の給食調理や学童クラブの委託業務が対象です。こういった施策を戦略的に使うことで、地域経済や労働環境を守る施策として有効と杉並区長は話しています。埼玉県最低賃金も早期に1,500円にして、公的に地域経済と労働環境を守る施策を図るべきです。

(4) 全国一般労組の非正規組合員の実態から

介護施設の夜間警備業務契約労働者の案件で、最低賃金の適用を受けない「減額の特例」を会社が労働局に申請して実施していた例で、監視・断続労働従事者の最低賃金については40%分減額できる仕組みになっています。この介護施設ではその組合員の労災保険加入も実施していませんでした。施設の非正規労働者への対応が賃金・経費を安く使おうとする姿勢が明らかでした。(3)の公契約の河川ポンプ場維持管理労働者の場合、深夜業務も含めて設計単価に含まれて満額支給されています。断続労働特例の定義も不十分で拘束時間も長いので、こういった使用者に有利な制度は見直した方が良いでしょう。

(5) 全国一般労働組合加盟の小売業職場労働者の実態

4年前に正社員の年収平均が300万円前後と報告した職場です。この4年間で従業員が545名から645名と100名増えましたが、その内パート・アルバイトの人数が388名から506名になり118名増えています。会社の方針が正社員の補充採用をせずに、賃金が正社員と比べて相対的に安いパート労働者に置き換える運営を行っています。今年の春闘賃上げの団体交渉でパートの女性組合員が社長に対し「この4年間正社員は毎年1万円以上賃上げがあったが、私は15年間務めて、時給は930円から1080円と150円しか上がっていない、それも組合が出来てから上がるようになった。店長並みの業務がこなせるパート社員もいるのに、店長手当(月15,000円)に見合う報酬も出されていない」と発言し、時給100円アップを要求しました。5回の交渉を経て、一次回答は時給20円アップのところをパート社員の一部の職階級のみ50円アップに上げさせました。

関連して最低賃金審議会では特定最低賃金を審議・決定する場が設けられているとのことで、埼玉では「各種商品小売業」がありますが、平成28年の849

円での決定以後改定は行われず、現在は地域別最低賃金1,078円が適用されています。

特定最低賃金は特定の産業別に適用するということで、地域の企業や産業の魅力を高めるために地域別最低賃金より高めに設定するということでは意味があるかと思いますが、東京都や神奈川県の場合、特定最低賃金の審議は行われず、以前決定した特定最低賃金は地域別最低賃金に置き換わり、存在意義が薄くなってきました。

一方で今年3月21日福岡資磨厚生労働大臣は介護職員の処遇改善について、特定最低賃金の活用を検討すると会見の場で述べました。業務の繁忙さに対する賃金が高他の職場と比較して低いと評価される職場は介護職場だけでなく、医療、看護、保育等多々あります。このような医療・福祉の職場は本来は国からの一定の補助金で成り立っていたのが、予算削減で削られ、人手不足や物価高騰の要因も加わり各施設の存続まで危惧されている別な側面もあります。この介護職場だけに特定最低賃金を検討するのではなく、どのような職場でも仕事に見合った賃金レベルにするため、最低賃金の底上げを要請します。合わせて、地域別の最低賃金が相対的に高い地域に労働者の流れが多くなる傾向は公務・民間の多くの職場で問題になっています。この労働者人口の偏りを修正するためにも全国一律最低賃金制を採用するよう貴審議会としても国や諸機関に具申してほしいと思います。

(6) 長引く物価高と世界主要国との最低賃金の差拡大

新型コロナウイルス感染やロシアのウクライナ侵攻以降、物価の上昇が止まりません。一方で賃金はその上昇に追いつかず、実質賃金が減り続けています。世界主要国では各国の施策で国民生活救済を行っています。

2024年の各国の最低賃金時給は円レートで、イギリス2,214円、フランス1,897円、ドイツ2,088円、韓国1,108円、日本1,055円です。

最低賃金の役割は、貧困と格差是正、女性の権利や男女格差是正にとどまらず、中小企業、地域経済の発展と日本経済発展に欠かせないものとなっています。

最低賃金審議会の皆さんにおかれましては、目安金額に固執すること無く、高水準の最低賃金実現のためご奮闘をお願いします。

以上

2025年7月28日

埼玉地方最低賃金審議会 様

福祉保育労働組合埼玉県本部

執行委員長 小寺直人

意見書

民間保育所で働く保育士の過半数が、非正規労働者です。社会福祉基礎構造改革によって進められた正規職員から非正規労働者への置き換えは、止む気配がありません。

施設開所時間が8時間から11時間へ延長され、週5日開所から6日7日開所と保育時間は大幅に増えても、公定価格の人件費対象となる職員配置基準の改善はほんのわずかで

す。
20年前と同じ人件費運営費で労働基準法を守りながら長時間開所を実現するため、人件費を低く抑えながら、正規非正規合わせて多くの職員で保育を実施するのですから、正規職員も非正規職員も最低賃金近傍で働かざるを得ないのが現状です。

去年から、わたしたちは「手取りいくらあったら、どんな生活ができるか？」をテーマに話し合いを重ねてきました。

「手取り30万円あったら、もっと保育の知識を深められる」

「各クラスにあと3人職員がいたら、体と心をやすめて長く働き続けられる」

「子どもたちの笑顔を見ると、保育士として働きつづけたいが、このままではいつまで続けられるかわからない」

委員みなさんが決める最低賃金はわたしたち福祉労働者の賃金、生活に直結していることを今一度お考えいただきたいと、ここに意見書を提出します。

埼玉協発第21号
令和7年7月17日

埼玉地方最低賃金審議会 会長 様

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
会長 三 上 秀 樹

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善に御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者のほとんどが車両数30両以下の中小零細企業であり、中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。